

知多南部広域環境センター  
**中継施設**  
**ごみ受入基準**

知多南部広域環境組合

(構成市町:半田市・常滑市・南知多町・美浜町・武豊町)

TEL0569-84-1007

FAX0569-84-1008

# 中継施設ごみ受入基準

## 1. 搬入できるもの

主に南知多町及び美浜町地内で排出された一般廃棄物で、知多南部広域環境センター中継施設ごみ受入基準等に適合したもの

## 2. 受付時間

月曜日～金曜日(祝日を含む) 午前8時45分～正午、午後1時～午後4時15分  
第2・第4土曜日(祝日を含む) 午前8時45分～正午  
年末  
12月29日 (曜日に関係なく)午前8時45分～正午、午後1時～午後4時15分  
12月30日 (曜日に関係なく)午前8時45分～正午、午後1時～午後3時

## 3. 休日

日曜日、第1・第3・第5土曜日、年末年始(12月31日、1月1日～1月3日)、  
管理者の定める日

## 4. ごみ処理料金(ごみ処理手数料)

種類	単位	金額	対象
家庭系ごみ	10 kgまでごとに	100 円	日常生活に伴って生じた一般廃棄物
事業系ごみ	10 kgまでごとに	200 円	事業活動に伴って生じた一般廃棄物

注)10kg未満(0kg含む)の場合は、家庭ごみ100円、事業ごみ200円になります。

## 5. 搬入上の注意事項

### ○受入できるもの

- ・ 主に南知多町及び美浜町から排出された一般廃棄物であること。  
※受付の際に住所の確認をさせていただきますので、ご本人の住所のわかるもの(運転免許証など)を必ずご持参ください。
- ・ 知多南部広域環境センターで処理できる形状及び量の一般廃棄物であること。
- ・ 知多南部広域環境センターにおいて、設備及び処理業務に支障を生じさせない一般廃棄物であること。
- ・ 知多南部広域環境組合の定める可燃物、不燃物に分別した一般廃棄物であること。

### ×受入できないもの

- ・ 受入基準に適合しないもの。
- ・ 産業廃棄物(コンクリート殻、がれき、レンガ、タイルなど)
- ・ 感染性の廃棄物(注射針、注射器具など)
- ・ 爆発、火災、その他危険性のあるもの(ガスボンベ、ガソリン、石油、消火器、火薬、リチウムイオン電池など)
- ・ 作業が著しく困難で設備機械等を破損する恐れのあるもの(スプリングマットレス、タイヤ(一輪車などの小型を除く)、ボウリングの球、臼、鉄アレイ、エンジン・モーター付きのもの)

の、コンクリート製品など)

- ・ 処理が最終処分しかできないもの(土・土砂、石など)
- ・ 燃焼・破碎・選別時等において有毒ガスが発生するもの(薬品など)
- ・ 液状のもの(廃油・廃液・汚泥など)
- ・ 家電リサイクル法によるもの(エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機)
- ・ 構成市町が資源物として回収しているもの(びん類、缶類、紙類、布類、小型家電、ペットボトル、プラスチック・紙製容器包装、木枝類など)※資源ごみの詳細については、各市町の環境部局にご確認ください。
- ・ 構成市町以外で排出されたもの
- ・ 住宅火災ごみ

## 留意事項

- ・ 「中継施設」は知多南部クリーンセンター敷地内にあり、同施設内で知多南部衛生組合が運営する「ストックヤード」とは受入できるごみが異なります。詳しくは別紙「中継施設及びストックヤード搬入時の注意事項」をご確認ください。
- ・ 受入できないものは、お持ち帰りいただきます。不明な点については、知多南部広域環境組合又は知多南部衛生組合、各構成市町の担当課にお問い合わせください。
- ・ 知多南部広域環境センター及び中継施設では、資源ごみの回収は行っておりません。資源ごみについては、各構成市町の指定する受入場所への搬入をお願いします。
- ・ 中継施設では、住宅火災ごみの回収は行っておりません。住宅火災ごみについては、「知多南部広域環境センターごみ受入基準」の内容をご確認の上、知多南部広域環境センターにお持ちください。
- ・ 持ち込みの際、構成市町の指定ごみ袋に入れた搬入であっても、ごみ処理手数料を負担いただきます。持ち込みの際に使用される袋は、構成市町指定のごみ袋でなくてもかまいません。(透明または半透明の袋が望ましい)
- ・ 週明け、お盆、年末年始、年度末等の時期は、持ち込み者が通常より多くなり、場内が大変混雑することが予想されますので、分散して搬入いただくか、できる限り地域のごみ集積所へのごみ出しにご協力をお願いします。
- ・ 場内での積み降ろしを円滑に行うため、あらかじめ可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの分別をお願いします。
- ・ 搬入物を降ろすのは、搬入者自らが行ってください。
- ・ 場内は、速度制限、一方通行などの指定がありますので遵守してください。
- ・ 場内は、必ず係員の指示に従ってください。

## 6. 受入できる持込みごみの例 及び 規定寸法について

### ・可燃ごみ(縦・横・高さが60cm以下の燃やすことができるもの)

※指定ごみ袋に入れる必要はありません。

家庭系ごみの例)

- ・ 紙、布類(資源とならないもの)
- ・ カセットテープ、ビデオテープ、CD
- ・ 木材(断面積100cm<sup>2</sup>以下、長さ60cm以下)※長さ250cm以下のものは可燃性粗大ごみとして処理できます
- ・ 厨芥(生ごみ)類(水分をよく切って袋を密封すること)
- ・ 資源とならないプラスチック製品(バケツ、おもちゃなど)

### ・可燃性粗大ごみ(縦250cm×横150cm×奥行100cm以下のもの)

※木材については、直径20cm以下のもの

家庭系ごみの例)

- ・ 畳、じゅうたん類、ふとん、ふすま、木製のいす
- ・ プラスチック製衣装ケース

### ・不燃ごみ・不燃性粗大ごみ(縦200cm×横150cm×奥行100cm以下のもの)

家庭系ごみの例)

- ・ ガラステーブル、ギター、ソファ、座いすなどの複合物

※上記のごみについて、構成市町によっては資源として取り扱っているものがありますので、その場合は構成市町の資源回収場所に搬入してください。

## 事業系ごみの処理について

知多南部広域環境センターは一般廃棄物処理施設であるため、産業廃棄物は処理していません。事業者の皆様方におかれましては、産業廃棄物は一般廃棄物と分別し、愛知県産業廃棄物処理(収集運搬)業者に依頼し適正に処分して下さるようお願いいたします。

以下の①、②のとおり、リサイクルができるものについては、できる限りリサイクルに努めていただきますようお願いいたします。

### 事業系廃棄物のリサイクル

#### ① 容器包装リサイクル法に定めるリサイクル

容器包装リサイクル法により特定事業者は、「ガラス製容器」「PETボトル」「紙製容器包装」「プラスチック製容器包装」を再商品化するよう定められています。特定事業者とは、(1)「容器」「包装」を利用して中身を販売する事業者(2)「容器」を製造する事業者(3)「容器」「包装」が付いた商品を輸入して販売する事業者のことを言います(ただし、小規模事業者(例:小売、卸売、サービス業は、年間売上7,000万以下かつ従業員5人以下)は適用除外)。

#### ② 食品リサイクル法に定めるリサイクル

食品関連事業者(食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者及び飲食店業、結婚式場業、旅館業等)は、食品廃棄物を肥料、飼料、その他政令で定める製品の原材料として利用又は利用するために譲渡するよう努めなければならないと定められています。

### 産業廃棄物の種類と事業系一般廃棄物の分類表

種類	対象となるものの例	主な排出事業所	一廃	産廃
1 燃え殻	木炭、重油、石炭がら等の燃焼物の焼却灰、炉清掃掃出物(すす)等	全事業所(浴場、焼肉店、事務所等)		●
	産業廃棄物の木くずやカンナくず等を焼却した際の燃えがら、灰	建設業、製材業、木製品製造業		●
	紙くずを焼却した際の燃えがら、灰	全事業所	●	
2 汚泥	工場廃水処理、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、排水などの処理後に残る泥状のもの等	全事業所(工場、飲食店、旅館等)		●
3 廃油	天ぷら油、自動車オイル、マシン油等(鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ等)	全事業所(ガソリンスタンド、飲食店、塗装業等)		●
4 廃酸	酸性の廃液を含むもので、写真定着液、アルコール発酵廃液等	全事業所(写真現像所、食品製造業等)		●
5 廃アルカリ	アルカリ性の廃液を含むもので、写真現像液、自動車用不凍液等	全事業所		●
6 廃プラスチック類	プラスチック製品、ペットボトル、カップ麺の容器、お菓子などの包装フィルム、ビデオ、CD、DVD、ポリ袋、ポリバケツ、洋服ハンガー、ビニールテープ、ビニールシート、レジ袋、発泡スチロール箱、発泡トレー、ゴム長靴、農業用フィルム等(合成樹脂、合成繊維、合成ゴム、廃タイヤなど固形状・液状のすべての合成高分子系化合物)	全事業所		●

種類	対象となるものの例	主な排出事業所	一廃	産廃
廃プラスチック類	従業員等の個人消費に伴って生じる弁当がら等のプラ製包装容器、プラ製品、ビニール袋、発泡包装材、トレイ等	会社事務所等		●
7 ゴムくず	天然ゴム（※合成ゴムは「廃プラスチック類」）	全事業所		●
8 金属くず	空きかん、一斗缶、アルミサッシ、脚立、針金、金属製の鍋・食器・調理器具類、スパナ・ドライバなど金属製の工具、乾電池、ハサミ、文具などに付いている金具、金属製の机・ロッカーなど金属製品、金属の研磨くず・切削くず等（金属製品、金属の研磨くず・切削くず等）	全事業所		●
	従業員等の個人消費に伴って生じる飲料缶等の金属容器、金属製品等	会社事務所等		●
9 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	空きびん、ガラスコップ、電球・蛍光灯、陶器製植木鉢、食器・花瓶などの陶磁器、土鍋、鏡、コンクリートブロック、セメント等（ガラス製品、コンクリートくず（※工作物の新築・改築・除去に伴って生じたものは「がれき類」）、レンガ、陶磁器等）	全事業所		●
	従業員等の個人消費に伴って生ずるガラスびん	会社事務所等		●
10 鉱さい	高炉・転炉・電気炉等のスラグ、鉱物廃砂、不良鉱石等			●
11 がれき類	工作物の新築・改築・除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガなどの不要物			●
12 ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設、産業廃棄物の焼却施設で発生するばいじんで、集じん施設によって集められたもの。ダスト類。	ばい煙発生施設		●
13 紙くず	包装材、ダンボール、壁紙等	建設業（工作物の新築・改築・除去に伴って生じたもの）		●
	パルプ・紙・紙加工品、書籍等	パルプ・紙製造業、紙加工業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業等		●
	雑誌、新聞紙、事務所用印刷紙、カタログ、包装紙、ダンボール等	会社事務所、スーパー、飲食店	●	

種類	対象となるものの例	主な排出事業所	一廃	産廃
14 木くず	型枠、足場材、建具工事等の残材、木造解体材等	建設業(工作物の新築・改築・除去に伴って生じたもの)		●
	残材、チップ、おがくず等	製材業、木製品製造業、パルプ製造業、家具製造業		●
	木製品、テーブル、いす、梱包材、板切れ、看板等	会社事務所、飲食店、看板店等	●	
		物品賃貸業に係る廃木製品		●
	木製電柱、木製電線ドラム等	電気工事業		●
	測量杭、測量ポール等	測量業	●	
	街路樹せん定木、庭木せん定木	造園業、園芸サービス業	●	
	木製とプラ又は鉄等の一体物	全事業所		●
	木製パレット	全事業所		●
15 繊維くず	廃ウエス、縄、ロープ類の天然繊維	建設業(工作物の新築・改築・除去に伴って生じたもの)		●
	木綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維	製糸業、紡績業等		●
	繊維くず	繊維製品製造業	●	
	布製の衣類、布団、座布団等	スーパー、寝具店等	●	
16 動植物性残渣	魚・獣の骨、内臓のアラ、野菜くず、酒かす、麵くず、パンくず、ぬか、ハムくず、おから、卵から、貝がら、コーヒーかす等製造くずや原料かす(原料として使用した動物または植物に係る固形状の不要物。)	食品製造業(パン・菓子製造業、麺類製造業、製粉業、豆腐製造業等)、医薬品製造業、香料製造業		●
		卸売り市場、スーパー、小売店、飲食店、ホテル等	●	
17 動物系固形不要物	家畜の解体等により生ずる骨等の残渣	と畜業、食鳥処理業		●
	食肉の骨等の残渣	精肉店、飲食店、ホテル等	●	
18 家畜ふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、ニワトリなどのふん尿	畜産農業		●
19 家畜の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、ニワトリなどの死体	畜産農業		●
20	コンクリート固形化物など、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、1～19に該当しないもの			●
輸入廃棄物	輸入された廃棄物(航行廃棄物、携帯廃棄物を除く)	全事業所		●